

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 号
件 名	秋葉区矢代田駅周辺地区土地区画整理事業について
要 旨	<p>秋葉区矢代田駅周辺地区土地区画整理事業は、平成 28 年度事業として新潟市から事業認可されました。しかし、事業が全く進まず、なぜか空中分解の状況にあり、当事業に関連し、①原告、矢代田駅周辺地区土地区画整理組合員、被告、新潟事業再生支援機構、②原告、株式会社ノガミ、被告、矢代田駅周辺地区土地区画整理組合、③原告、株式会社リキマツ住建（業務代行者）、被告、新潟事業再生支援機構、④原告、有限会社アース・クリーン、被告、大和コーポレーションの 4 件の裁判が新潟地方裁判所で係争中です。</p> <p>また、当事業の関係者に対し、東京国税局の特別調査も進行中です。</p> <p>このような不条理な状況になった原因は、事業認可に際し、満足な事前調査がなされていないことであり、当事業を認可した新潟市の認可責任が問われます。だました人（土地開発組合）と同等に、だまされた人（新潟市）にも重大な責任があります。</p> <p>このような状況を予見し、平成 29 年 6 月 13 日に陳情第 132 号を提出しましたが、平成 29 年 6 月定例会・9 月定例会・12 月定例会、平成 30 年 2 月定例会・6 月定例会・9 月定例会・12 月定例会の全てにおいて満身に審議されず、特に当事者の矢代田駅周辺地区土地区画整理組合の聴取もないまま継続審査とされ、平成 31 年 2 月定例会で当陳情は不採択とされてしまいました。</p> <p>私も議員経験者の 1 人として、新潟市議会の陳情に対する対応は、憲法第 16 条の請願権に抵触する重大な違反行為であると考えます。かかる陳情処理の過ちの是正と、当事業の公明正大な事業展開を願望し陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和元年 6 月 24 日 環境建設常任委員会
受 理	令和元年 6 月 12 日 第 154 号